

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧（令和3年12月24日時点）

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
H 28	11	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号(法 14 条の 2 第 1 項)に該当 ・許可事業範囲外産業廃棄物の収集運搬を行った。	株式会社 ハウス通信
H 28	12	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号イ)に該当 ・裁判所が破産手続開始の決定をした。	有限会社 トーゴ建設
H 29	4	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号(法第 14 条第 5 項第 2 号ニ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ)に該当 ・役員が平成 27 年 8 月 25 日付けで廃棄物処理法違反による罰 金刑に処せられ、その執行が終わった日から 5 年を経過しない 者であることが判明した。	株式会社 大生
H 29	5	業の取消し(収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号ハ)に該当 ・法人および役員が、平成 29 年 3 月 7 日付けで廃棄物の焼却 禁止違反による罰金刑に処せられ、その執行を終わった日から 5 年を経過しない者であることが判明した。	株式会社 山内土建
H 29	5	業の取消し(収集運搬業、特別管理 収集運搬業)	法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号(法第 14 条第 5 項第 2 号イ、 法第 7 条第 5 項第 4 号イ)(法第 14 条の 6 において準用する場 合を含む。)に該当 ・裁判所が破産手続開始の決定をした。	株式会社 針谷商店

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧（令和3年12月24日時点）

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
H 30	1	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号イ)に該当 ・裁判所が破産手続開始の決定をした。	株式会社 白雲
R 1	7	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号イ)に該当 ・裁判所が破産手続開始の決定をした。	有限会社 アイヨ
R 1	9	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号イ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	有限会社 宮野商店
R 2	3	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第2号(法第14条第5項第2号ニ、法第7条第5項第4号ニ)に該当 ・役員が平成28年12月17日付けで廃棄物処理法違反による罰金刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過しない者であることが判明した。	株式会社 近畿興産
R 2	3	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ロ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	株式会社 田中産業
R 3	1	業の取消し(収集運搬業)	法第14条の3の2第1項第4号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ロ)に該当 ・裁判所が破産手続を開始した。	株式会社 ヤマダエコソリューション

産業廃棄物処理業許可取消、事業の停止処分一覧（令和3年12月24日時点）

年	月	処分内容	処分理由	処分対象者
R3	4	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第1号(法第14条第5項第2号イ、法第7条第5項第4号ハ、ニ)に該当</p> <p>・令和3年2月5日付けで廃棄物の投棄禁止違反による刑が確定したことが判明した。</p>	新井 信夫
R3	12	業の取消し(収集運搬業)	<p>法第14条の3の2第1項第5号(法第19条の3第2号)に該当</p> <p>・産業廃棄物処理基準に違反する数量の産業廃棄物を不適正に保管したため改善命令を受けたが、指定された期限までに命令を履行しなかった。</p>	株式会社 MRS